

平成 29 年 4 月 1 日

県立麻溝台高等学校保護者の皆様へ

神奈川県立麻溝台高等学校長

自家用自動車への生徒等の同乗について（お知らせ）

日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、県立高等学校では、部活動における顧問（教職員）による生徒引率は、鉄道、バス等による公共交通機関、貸切バスやタクシー等による移動を原則としており、生徒の身体等を緊急避難的に保護する場合や、生徒指導上のやむを得ない状況時に限り、管理職の許可を得た上で教職員が生徒を同乗させる場合があります。

このように、教職員が公務として自家用自動車を使用する場合に生徒を同乗させることは、極めて限定的な場合しか許可されないというルールがあることをご理解いただければと思います。

一方で、保護者会等での申し合せにより、保護者の皆様により自家用自動車で自分のお子様や他の生徒等を送迎していただいている場合は、万一事故が発生した際には、運転者である保護者、同乗者である生徒等、または事故で被害を受けた第三者の間で民事上の賠償責任の調整が図られることとなります。

したがいまして、保護者の皆様におかれましては、細心の注意をもって安全運転に努めていただくとともに、他の生徒等を同乗させる際はあらかじめ相手の保護者の同意等を得るなど、丁寧な対応をお願いいたします。

問合せ先

副校長 北川・教頭 みつべ 三部

電 話 042-778-2731